

# 法令遵守・機密保持誓約書

ロス・メディカルリサーチ株式会社（以下「甲」という）は（氏名）／被雇用者（以下「乙」という）を雇用するにあたり、甲は甲が定める社内規定並びに法令遵守・機密保持等について乙に説明して、乙の誓約を得て雇用契約を有効なものとする。

## 第1条【目的】

本契約は、企業が社会から求められている普通の会社として存続するために甲乙が本誓約書に規定する各条項を信義に則り誠実に履行することにより機密保持に努め、社会から信頼される企業として存続することを目的とする。

## 第2条【定義】

2-1 社内規定は雇用者・被雇用者との関係法令に基づく業務規定を指す。

2-2 機密情報とは、業務上知り得た情報を初め、業務により乙が行った業務により乙が知り得た情報を指す。

2-3 法令遵守とは業務上の調査・行動並びに所定の勤務時間外の行動をも含むものとする。

## 第3条【業務命令】

乙は甲が指示する業務規定内業務を理由なくして拒否することは出来ない。

## 第5条【機密の保持】

乙は機密情報の機密性を保持し、第三者に開示・漏洩してはならない。

## 第6条

1) 乙が本契約の規定に反した場合、甲は何らかの通知・催告を要せず乙を直ちに解雇することができる。

2) 乙が前項に違反することにより甲に損害が生じたときは、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

## 第7条【本契約失効の取り扱い】

甲乙の雇用契約及び本契約がいかなる理由により終了しても、第5条及び第6条の効力は消滅しない。

**第8条【資料の返却】**

本契約が終了するかまたは甲からの要請があった場合は、乙は甲から提供された資料その他の物件の一切を甲に返却しなければならない。